

午前十時五十七分 開会

議長（三ヶ尻正友君） ただいまから継続市議会定例会を開会いたします。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（三ヶ尻正友君） 四番平野文活君から、議事進行の発言がございますので、これを許可いたします。

四番（平野文活君） 初日に続いて、きょうも出席議員数は十七名ということでありまして、過半数ぎりぎりです。議会が成立をしている。半数近い方が出席をされない。これは定足数に足りているとはいえ、やはり異常な事態だということふうに私は思います。

したがって、このままいわば片肺議会というような状況のもとで議事を進めるということは、今後の議会運営についても禍根を残すのではないかとこのように思います。したがって、この状態になっている原因に、三ヶ尻議長の問題がある。過去にも三ヶ尻議長は、二度にもわたる不信任決議案が可決されたといういきさつがあり、その上に、さらに今回の議員辞職勧告決議案の可決、こういう状況のもとでは、やはり私は、議会の混乱の責任を取って、この際やっぱり議長を辞職をするということでのこの議会の正常化を図るべきではないか、このように思います。

また、今回、百条調査委員会が進行中ではありますが、その中で市税滞納についての重大な事実も、当局よりの資料で明らかになっております。

三ヶ尻議長は、新聞報道などによりますと、しかるべき議会の場で弁明をするということも含めて、この際議長の辞職と滞納問題についての真相をみずから語る、それを通じて議会の正常化を図るような手だてを講じていただきたいということをご提案をし、発言を終わります。

議長（三ヶ尻正友君） 本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第二号により行います。

日程第一により、上程中の議第四十二号から議第五十六号までに対する質疑を行います。

それでは、質疑のある方は、発言要求ボタンを押し、挙手を願います。

二十三番（岩男三男君） 議員になりまして五期二十年、市民生活向上のために、今まで数々の要望あるいは提案をしましてまいりました。今議会は、大変に異常な事態ではありますが、市民生活に直結する大事な予算が提案されておりますので、このことについて何点が質問をしながら、当局の真意をただしてまいりたいと思います。

最初に、議案書の一番最後のページ、二十五ページ。南小学校校舎等建設事業で、当初予算が去る三月議会に行われ、そこで予算が提案されたばかりにもかかわらず、今議会で変更の予算が提案されておりますが、この原因は何なのか、この点からまずお答えください。

教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

債務負担行為の限度額の変更でございます。当初予算におきましては、校舎の配置等に

複数の案がございましたので、その点が一点。それから、補助事業で行うという関係もありまして、幼稚園それから給食室を別棟で平成十五年度に建設するという予定でございました。平成十四年度、本年度の予算につきましては、校舎の建設費を歳出予算、それから債務負担行為でお願いしたものでございます。その敷地の有効活用を図り、よりよい学校づくりを行う、そういう観点から給食室それから幼稚園、これを一体の施設として建設したい。そういうことから、今回、債務負担行為の限度額の変更をお願いしたものでございます。

二十三番（岩男三男君） あなたがそういう答弁をされると、そうかなとも思うのですが、けれども、当初予算から間もないこの時期に変更予算を提案してくる。これは、やはり事前のそうした準備というものがぴしっとなされていなかったという点を指摘せざるを得ないと思うのです。

別府市内のこの南小学校に地域開放型、初のエレベーター、教室はオープンルームということで建設されるようではございますけれども、この幼稚園と給食室、これらのものが同じ建物として同時発注をするようではございますけれども、この工事が進捗することによって、かつて別府市内の小学校が、別府市ではバリアフリーの学校ができていない、エレベーターの学校がないということで、日出の学校に行ったという報道がなされましたけれども、この学校が、南小学校が建設されたときに、これらの市内の障害を持つ子供たちがこの学校に行けるのか。そしてまた、この南小学校の今後の工程、発注そして完成、これについて改めて答弁をしてください。

教育総務課長（安部 強君） お答えいたします。

まず、スケジュールの件でございます。十月の下旬には工事の着工ができるのではないかと考えております。二年後の平成十六年一月には校舎のみの建設については完成する予定にしております。その後、引き渡しを受けまして備品等の搬入を三月までに行いまして、四月から授業の開始ができるのではないかと、そういうふうに考えております。

それから、市内の他の障害者の方の南小学校へのことにつきましては、関係課と協議を進めていきたい、そういうふうに考えております。（「教育長、いいですか。教育長、答弁はありませんか、バリアフリーの問題」と呼ぶ者あり）

二十三番（岩男三男君） 別府市としては非常に恥ずかしい。これだけ障害福祉モデル都市あるいはバリアフリーに力を入れると言いながら、小学生が、別府市内の学校に入学できず他の町に行く。こうしたことに対して、今考えをただしたわけではございますけれども、南小学校とあわせて、この答弁は、一般質問ではありませんから、しなくても構いませんけれども、これは要望しておきますけれども、中学にもやはりこうしたエレベーターを備えた学校を設置して、この別府市としての名誉を回復するような施策も講じてもらいたいと思っておりますが、教育長こうした子供たちに対する考えについて、一言答弁をお願いします。

教育長（山田俊秀君） ただいま、二十三番議員さんから御指摘をいただきましたけれ

ども、校舎のエレベーター等については、現在、子供の数等ありまして、教室がいっぱいいっぱいというところは、なかなかつくりにくいところがあります。今まで私どももいろんなことを調べてきましたけれども、たとえば車いすが乗るときには、車いす一台だけというわけにはいきません。それには補助員も乗らなければなりませんから、結構広い面積があってそれを教室の中に取り込んでいくかっこうになるわけですが、それを三階まで上げますと、一階、二階、三階、全部取り込んでいかなければならん。さらに、それが、特別教室等がありましたら、またそれも三棟あれば、また三カ所つくらなければならないということ。いろんな問題を抱えておりますので、御指摘については私どもも十分検討させてもらいますけれども、今すぐどうだというようなことは、ちょっと返事ができないというところでございます。

二十三番（岩男三男君） わかりました。次へ行きます

予算書の二十三ページ。これは、消防団に関する消耗品費ということで、多分三月議会で要望しました防塵マスク等の購入費ではないかと思いますが、その内容について説明を求めます。

消防本部庶務課長（吉本皓行君） お答えいたします。

消防費の常備消防費といたしまして、一般管理に要する経費のうち需用費の消耗品で追加額三十五万五千円、非常備消防費といたしまして、消防団活動に要する経費といたしまして消耗品で七十一万円を計上させていただいております。この内容でございますけれども、まず消耗品の内訳ですけれども、防塵眼鏡それから防塵マスクの購入費でございます。これは、去る二月の田の湯の大火災の折、かなりの強風下の中での消火活動を実施いたしました。そういった中で煙の充満する中の消火活動で、大変厳しい状況の中でのございました。そういった状況下の中で内部で協議した結果、消防職員及び消防団員の消火活動における安全性、また的確に消火活動を行うようにというような意見がございました。また、去る三月議会においても、二十三番議員さんからの御提言がございました。そういった中で、今回、防塵眼鏡と防塵マスクを購入しようというものでございます。

二十三番（岩男三男君） これは、市長も田の湯の火災に行かれて心を痛めて、必要であるというようなことで、私も要請してきましたけれども、早速予算化していただきまして、消防団の皆さんはボランティア活動でありますし、ぜひ安全面でのこの対策を、早急に購入をして配れるようにしていただきたいと思っております。

次に、十七ページの健康診査に要する経費、これは多分C型肝炎の検診ではないかと思うのですが、この点について説明をしてください。

それからあわせて十一ページの緊急地域雇用創出特別基金事業費補助金の追加額――非常に長いものですが――この件もあわせて説明をお願いします。

保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

この検診の委託料でございますが、厚生労働省が、近年の肝炎ウイルス菌保持者の多い

ことにかんがみまして、C型肝炎等緊急総合対策の一環として肝炎ウイルス検診を平成十四年四月一日より実施することに伴いまして、本市も七月一日より実施する予定で今回の補正をお願いするものであります。

商工課長（中野義幸君） 緊急雇用につきまして、今回の補正につきまして、御説明いたします。

現在、深刻な不況対策の一つとしまして、今年度、平成十四年度の当初予算におきまして、四千万円の緊急雇用に関する事業につきまして議決をいただきましたが、さらに深刻な雇用状況が続いておりますので、今回、少しでも雇用を拡大する目的で、三カ年で実施いたします一億三千八百九十万円の事業額のうち、さらに二千七十七万七千円を前倒して追加し、今年度一億六千七十七万七千円を実施しようとするものでございます。

二十三番（岩男三男君） C型肝炎につきましては、我が党の伊藤議員団長が、去る三月議会でこの検診を強く要請してきまして、早速予算化していただきまして、ありがとうございます。この検診、どのような検診がなされるのか。それから、今このC型肝炎は非常に全国的にも二百万人とも言われておりますけれども、早期発見、早期治療、これが大切でございますけれども、これは個人負担はどうなっているのか。そして、あわせてC型肝炎の予防に対してどのようになっているのか、その点をお答えください。

保健医療課長（伊南忠一君） 先ほどちょっと答弁が漏れたのですけれども、あくまでもこの件につきましては、五年間の措置ということでございますので、ことしから五年間、国の方が補助事業でやるということでございます。

方法でございますが、節目検診としまして、四十歳から七十歳までの五刻みに、いわゆる四十歳、四十五歳、五十歳と七十歳まで行きまして、五年間しますと四十歳から七十歳までが全部終わるという感じでございます。

それから検診方法でございますが、現在行っております基本健康診査、これに伴いまして肝炎ウイルス検診も同時に行うということでございます。

個人負担でございますが、一応八百円から千八百円を予定しております。

二十三番（岩男三男君） 治療についてお答えがなかったわけですが、この治療につきましては、早期発見すればインターフェロンという薬を投入することによって、このC型肝炎が防げる。したがって、早期発見。私のもとにも、C型肝炎になって病院に行っているけれども、注射を打っているけれども完治する見通しが無い、このような方々の声もいくつか寄せられておりますけれども、どうかこうした検診によって早期発見、そして市民の命を守るために、どうぞ力を注いでいただきたいと思っております。

次に、緊急雇用対策事業。これにつきましては、去る十二月議会そしてまた三月議会でも要請してきましたけれども、別府市の場合、失業者も多いし、こうした失業者の多いまちに対しては県も予算付けをするということで、今回の内容を見ると、ほとんどが教育予算になっておりますけれども、今後まず―― もう一度振り出しに戻りますけれども―― 緊

急雇用のこの予算を獲得するという提言をしまして、県に働きかけて、こうして四月予算に計上し、さらに今回、補正で加えていただいた。このことに対して、敬意を表しておきます。

そして、ただ単に教育の予算だけじゃなくして、別府市にはいろんな仕事があるわけですから、そうした緊急雇用のこの予算を県から獲得するために、仕事の開発といいますか、各課が知恵を出し合って、そしてこの予算は強く要請すれば、他市において事業ができないところの予算が県に余った場合は、別府市に回してくれる可能性というのは非常に高いわけですから、ぜひそうした仕事を皆さんで協議して、そして県に対して、別府市ではこういう仕事を考えますので、さらにこの予算をふやしてほしい。これは平成十六年までの予算ですけれども、別府市に対して一億三千万円という大枠は決まっていますけれども、これを強く要請していけば、これ以上獲得できる可能性というのはあるわけですから、これらに向かって当局の姿勢を聞いておきます。

商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

この緊急雇用事業につきましては、事業の全体枠が、県が十分の十補助という関係で、県施行の分も含めまして四十六億という数字が上がっております。議員さん御指摘のように、別府市の事業枠につきましては、三カ年で一億三千八百万円というふうな内示をいただいております。この事業枠につきましては、各市町村に割り当てられておりますので、さらに拡大するというのは、ちょっと困難なところもありますけれども、他の市町村などで、御指摘のように消化できない事業というものがあろうかと思っておりますので、別府市の事業枠拡大につきまして県にも働きかけていきたい、そういうふうに考えております。

また、もう一点の事業の種類拡大ということでございますけれども、これにつきましては、いろんな事業というのを各市町村でやっております。今年度、来年度につきまして、商工課といたしましては各課と協議いたしまして、来年度の事業内容、さらに今年度の前倒しができないか、そしてまた事業枠の拡大につきまして、関係各課と協議していきたい、そういうふうに考えております。

二十三番（岩男三男君） ぜひその取り組み方をよろしくお願いします。部長答弁があったら、後で一言どうぞ。

次に、条例議案といいますか、議第四十六号からお尋ねしていきます。

別府市環境保全条例の一部改正についてですが、これは主たる目的は電波塔等工作物にあると思うんですけれども、この条例を提案した内容について、まず当局の説明を簡潔に求めます。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

ここ数年、携帯電話の急速な普及に伴いまして、全国各地におきまして先ほどの電波塔、いわゆる中継鉄塔基地の建設をめぐり、近隣住民と設置者との間に係争が続発しております。このような状況の中で、大きな問題となっておりますのは、設置業者が近隣住民に十

分な説明を行わず建設に着手することにより、近隣住民の方々は不安感を募らせて反対運動へと発展しているのが現状でございます。現行の別府市環境保全条例の中で説明義務を課しているのは、第四十条で規定している指定建築物、いわゆる十五メートルを超える建築物のみであります。鉄塔や広告塔等の工作物に関しては規定しておりません。そこで今回、指定工作物の規定を四十条の中に設け、設置業者に説明責任を明確にするため条例の改正をお願いしているものでございます。

二十三番（岩男三男君） この件については今までは建築指導課が指導されていたかと思うんですけれども、今なぜこれが建築住宅課に変わったのか。そして市内に電波塔が数基建っていると思うんですが、今現在何基建っているのか。高さはどのようになっているのか。たとえば今回は環境保全条例の中で三階建て住宅あるいは建物と合わせて十五メートルということですが、高さによったら、たとえば十四・九メートル、十四・九九メートルとかいう場合は、付近住民に説明の必要がなくなるわけですが、今まで建っている基数とそしてこの高さ、これで十分なのかどうか。今まで何基建ったのか、今まで建ったのが何メートルくらいなのか、その点をお知らせください。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

電波塔の高さと件数でございますが、平成九年度二件、これが四十メートルと三十・三メートル。平成十年度一件、これが二十五メートル。平成十一年二件、これが三十五メートルと四十メートル。平成十二年三件、これが二十五メートルが二カ所と四十・二メートルが一カ所。平成十三年に関しましては三件、四十メートルが二件と二十メートルが一件でございます。

なぜ先ほど建築指導課から指定工作物に移ったのかということですが、先ほど御説明申し上げましたように、別府市環境保全条例の中で説明義務を課しているのは指定建築物、いわゆる十五メートルを超える建築物であります。その中に鉄塔や広告塔が含まれていないということで、今回指定工作物ということで四十条の中に組み込み、説明責任を明確にさせるため設けました。以上でございます。

二十三番（岩男三男君） この条例の中で「電波障害」、これを「電波障害の防止」とこういう文言に変えているわけですが、建築住宅課としてもこうした電波障害が、今住民の間では大きく問題視されておりますけれども、こういう表現をするということは、電波障害があるというもとにこういう条例を制定されようとしているんですか、その点はいかがですか。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

この件につきましては、法規係の方と御相談いたしまして、目次中「第五節電波障害、生活環境等の破壊の防止」を文言的に「第五節電波障害の防止、生活環境の保護等」に改めるということで、法規上、文言上の訂正と解釈していただければと思っております。

二十三番（岩男三男君） そうするとこの電波障害と人体の健康に及ぼす部分はここに

は表現をされていないと、このように理解をしていいわけですか。

建築住宅課長（安部重穂君） 電波障害と申しますのは、いわゆるテレビ映像の関連でございまして、テレビ映像がよく映るか映らないかとそういうことございまして、いわゆる健康といいますが、電磁波の関係は触れておりません。

二十三番（岩男三男君） 今後、時代とともにそうした健康問題にも関連してくると思いますので、これはまた私も研究課題とさせていただきます。

次に、議第四十七号へ市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についてということで、山家市民住宅の件が提案されておりますけれども、この内容について説明を願いたい。現状はどのようなっているのか。これから条例を改正して解体しようとしているのか、その現状について御説明を願います。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

山家市民住宅は、公営住宅法に基づかないで、市単独の事業にて昭和三十八年より四十一年にかけて建設しております。A、B、C棟、この三棟は二階建てでございます。木造の二階建てでございます。これは四棟ございまして、D棟が平屋建ての長屋づくりでございます。いずれも木造で合計三十三戸、現在、A、B、Cを解体いたしまして、D棟のみが残っており、そのうち二戸が入居中でございます。

二十三番（岩男三男君） 課長が、さらっと小さい声で通り過ぎようとしたので、私も小さい声で言いますけれども、解体をされている。これは、議会に対してどのような説明がなされたのか。条例改正と解体。この件について当局としてはどのようにお考えになっているのですか。

建設部長（由川盛登君） お答えいたします。

議員御指摘のように、すでに現場は、もう解体をしてあるということでございまして、先ほど建築住宅課長が御説明いたしましたように、築後三十九年ということでもかなり老朽化して非常に危険度もございました。これはさておきまして、当然議会の御承認をいただいた後に解体というのが行政の仕事だというふうに認識しております。この件につきまして、事後承認というようなことで御提案を申し上げたことにつきまして、私ども大変申し訳なく思っております。今後はこのようなことのないように、またこういうミスが起こらないように、チェック機能をもう一度確認し合って、きちっと整理をしていきたいと思っております。大変申しわけありませんでした。

二十三番（岩男三男君） うちの議員団長だったら、「言語道断じゃないか、あってはならんことではないか」と、こう声を荒らげるところだと思いますけれども、私は控えめにしか言えませんので。しかし、これは由々しき事態ですね。こうした議会軽視とも言えるあなた方の取り組み、これはやはり議会として指摘せざるを得ません。したがって、こうしたチェック体制、解体する前に条例に、条例を改正した後に解体しなければいけないのに、もうはるか前に解体している。このようなことはあってはならないと思うのですが、

今後こうしたチェック体制に対して、これは一概に建築住宅課に所管する問題だけではないと思いますが、今後こうした、やはりあなた方は行政のプロですから、きちっと条例、法律に基づいて仕事をなされていかなければならないというのは私が申すまでもありませんが、こうした問題を私が今初めて指摘するわけでなく、過去もこうした問題がありましたけれども、こうしたチェック体制をきちっと確立してもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

建設部長（由川盛登君） 御指摘の件、重々私どもは反省しながら、チェック機能についても一度点検し直して、これからこのようなことのないように取り組んでまいりたいと思います。大変申しわけありません。

二十三番（岩男三男君） 私は、いいことは「いい」といって今までも言ってきましたけれども、間違いは間違いで指摘をしておきます。そして、これはまた建設水道委員会でこの問題についてはまた指摘がなされようかと思いますが、今後この跡地についてどのように考えているのか。聞くところによると、もう一棟、残り二世帯が住んでいるということですが、地域住民のために活用できるような、そうした方向性を模索していただきたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

跡地の利用計画でございますが、現在二戸入居中でございます。空室になった時点で解体を予定しておりますが、現時点で更地の利用につきましては、どうすれば土地の利用が有効に活用できるのかということを検討してまいりたいと思っております。

二十三番（岩男三男君） 市長、この問題は、やはり当局として反省してもらわなければいけませんけれども、これまで私は、住宅管理センターの設置等を要請してきましたけれども、だからといってあってはならないのですけれども、職員体制、こうしたものもこうしたことを引き起こす原因になっているのではないかと思いますので、こうした問題も含めてチェックをしていただきたい。これは要請しておきます。

最後に、議第五十号。この件については議決事項の変更についてということでございます。これは、通称餅ヶ浜のガードのところの歩道新設でございます。これは、平成十三年二月十五日に別府市と九州旅客鉄道との間に、別府大学・別府間の餅ヶ浜架設新設工事の施行について協定書を締結しております。三月議会で議決をいただいております。変更によりまして、当初二億円の協定書でございましたが、今回、工法の変更等によりまして、千八百十四万五千円の増で協定書の一部変更をするものでございます。この予算措置につきましては、三月議会で議決をいただいているものでございます。

二十三番（岩男三男君） この歩道トンネルにつきまして種々提案もしてきたわけですが、今後の事業の見通し、完成オープンはいつごろを予定しているのか。それを確認して質問を終わりたいと思います。

土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今この工事は、日豊線の下をくぐっているわけでございます。最終電車が行きまして始発電車の、その間に工事を施行しているわけでございます。日豊本線がドル箱ということで、減速ができないということで、最終電車と始発電車の間で工事をしております。その関係で工期延長も御承認いただいておりますが、今の予定では十月三十一日に工事の完成を見ようかと。その後に取り付け道路等を施行したいと考えております。

四番（平野文活君） 冒頭の私の提案について、何ら議長からの見解も示されないまま議事に入られた運営については、きわめて不満であるということを示し述べて、質疑に入りたいと思います。

議第四十六号別府市環境保全条例の一部改正について、質疑を行います。

先ほどの答弁にありましたように、指定建築物に加えて指定工作物についても説明責任を課すということがこの改正の趣旨だとお聞きいたしました。指定建築物というのは主に高層マンションに伴うトラブルが多い。またこの指定工作物というのは、携帯電話の中継塔についてのトラブルが多いわけでありまして。説明責任を課すということで、これは説明しないよりはもちろん一歩も二歩も前進だというふうに評価をいたします。がしかし、この説明義務を課すということだけでいいのかということについて質問をしたいと思うのであります。

私が議員になって最初の議会だったと思います。平成十一年の六月議会で神奈川県の実鶴町のまちづくり条例を紹介をして、ここでは開発者、事業者と住民との間で事前の協議というものを義務づけて、協定書を結んで、その後建築確認の申請と、こういうふうに住民との協定まで義務づけております。いわば説明をただで済むというのではなくて、十分な合意のもとで事を進めるべきだという立場に立ったまちづくり条例であります。この十一年六月議会でそこまで環境保全条例を改正したらどうかということを提案をいたしました。そういう改正はされませんでした。今回の改正は一歩前進と評価をしますが、周辺住民の同意という条項を入れることが今後検討されるべきではないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

今回の改正をお願いするのは、事業者の説明責任を課して、工事着工前に事前に説明することにより、近隣住民の方々の不安を払拭し、係争を未然に防ぐことを目的としております。建築主、いわゆる施工者と近隣住民の方々の事情をいろいろ調査をする中で、今回は同意を求めることはいたしませんで、ということで御提案をいたしました。指定建築物においても同様の考え方でございます。

四番（平野文活君） それでは、説明責任を果たしたというのは、どういう状態を指すのか説明をしてください。

建築住宅課長（安部重穂君） お答えいたします。

今までの説明につきましては、ただ説明をただけだということで記録が残っております。

せん。今回説明責任を課すということは、いわゆる記録を残し、約束事はぴしゃっと守るというそういった説明でございます。

四番（平野文活君） 環境保全条例施行規則の第二十条第五項、ここで条例第四十条第二項の規定による説明会は、近隣関係者を対象とした建築計画の事前説明会とし、近隣関係者総数の概ね三分の二以上の出席により成立するものとする云々という規定がございますが、関係住民の三分の二以上にきちんと説明をしたということがなければ、説明責任を果たしたということにはならないと。これは指定建築物についての条項でございますが、今回の改正により指定工作物についてもこれが適用されるというふうに理解していいんでしょうか。

建設部長（由川盛登君） そのとおりでございます。そういうことで説明の責任についても指定建築物と同じように取り扱いをいたしたいと思っております。

四番（平野文活君） それでは重ねてお聞きしますが、三分の二以上の出席がない、何度繰り返してもないという事態の場合はどういうふうに解釈をいたしますか。

建設部長（由川盛登君） これまでもそういう事態がありました。事業の概要それから説明する説明文を直接郵送いたしまして、配達証明つきの説明文を相手方に、いない人にはそれを届けるということで今まで対応させてきております。

四番（平野文活君） それで一応説明したと、説明会を開いたと。三分の二に達しない部分については郵送で事足りると。これで建築確認の申請ができると、こういうふうになるわけで、非常に業者にとっては有利なというか、住民にとってはやはりこの説明責任を課したといっても、それではまだまだやっぱり歯止めにはならない、そういう中途半端な状況になるのではないかというふうに危惧をしております。半歩前進、一步前進というふうに評価をいたしますが、そういう問題点もありますので、さらに検討を願いたいと思うのであります。

日出町にも同じような条項がございまして、日出町に行って聞きましたら、別府市の環境保全条例のこうした説明責任を参考にして条例改正をしまして、こういう説明を受けましたが、日出町も同じように施行規則第十条の二の五項にはこう書いてあります。「説明会は、近隣関係者を対象とした建築計画の事前説明会とし、近隣関係者総数の三分の二以上の出席により成立すると。概ね三分の二というのと、三分の二以上の出席により成立すると、若干違います。

さらに違うのは、それに続いて「また併せて建築に関する協議をし、理解を得るものとする」とこういう文言が付け加えられております。日出町の担当者に聞きましたら、全体を解釈するには三分の二以上の方々が理解をしなければならぬですねとお伺いしましたら、そのとおりでありますと、こういう解釈であります。これでも理解というのはどれが理解の段階かと。さまざま問題は、具体的な事例に直面した場合に問題が起こってくるのであります。日出町の条例は別府市をならったと言いながら、さらに半歩前進かなと

いうふうに思っております。

条例の改正は今回の程度であります。施行規則の中でそうした日出町の例にもならないながら、より住民が住環境を守る上で、業者に対して対等の立場で話し合いができるという条件づくりを施行規則の改正の中で配慮すべきではないかということをご提案をいたしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

建設部長（由川盛登君） ただいまの件につきまして、今回こういうふうに一步前進をいたしました。私どもが運用する中で指導要綱をもう一度見直して、そういった指導要綱の中で少しでも前進ができるような形を取っていきなさいと、このように思っております。

四番（平野文活君） 住民の皆さんが一戸建てなどの家を建てる場合、どの地区に安住の地を求めると、非常にやっぱり真剣に考えて土地を選ぶわけですね。そこで、ここなら年を取っても老後を安心して過ごせる、子育ての環境もいい、いろんな意味でそういう地を選ぶわけですが、突如として何メートルか先に、何十メートルという建物なり鉄塔が建つというような降ってわいたようなこと、とりわけ住宅地においてそういうことがあったときに住民の皆さんとのトラブルということになるわけで、やはり住環境を守るといふ住民の意思、これに最大限配慮した行政を行っていただきますように強く要望をいたしまして、質疑を終わります。

八番（野田紀子君） 議第四十二号の十七ページ、健康診査に要する経費について議案質疑をさせていただきます。

C型肝炎の検診ということでございましたが、この検診を受ける受診者は何人くらいと予定しておられるのか。それから、市民にこの検診があるということ、またこの検診の内容についての周知方法それから検診体制、どこで受けられるのかというような検診体制、この感染がわかった場合の治療体制をどうとられるのか、御説明ください。

保健医療課長（伊南忠一君） お答えいたします。

最初の人数でございますが、全国では二百万人の潜在者がいるのではないかと国の考えがございます。当市におきましても何人かわかりませんので、国の算出基準によりまして算出しましたところ、一応別府市では千五百六十三人が該当するのではないかと。それで予算計上いたしております。

市民へのPRでございますが、まず市報で掲載し、マスメディアでPRし、さらにはパンフレット、各病院におきまして啓発いたしたい、このように思っております。

医療体制でございますが、まず基本健康診査、各指定医療機関が市内に八十二カ所ございますが、ここでする場合と、それと集団検診で日曜検診を行います。あと、ことしの場合には四カ所ございますけれども、そういうことで基本健康診査と合同にしまして、まず一時検診とし、異常な数値が出た場合につきましては、今度は二次検診を行い、そして以上が出れば、今度は正規の病院に行って治療を受ける、このようにならうかと思っております。

八番（野田紀子君） 治療を受ける体制とか、市の方としてはどうとっておられるのでしょうか。

保健医療課長（伊南忠一君） 治療体制と申しますと、どう言うのですか……。基本健康診査なんかで血液検査をします。その中に肝炎ウイルス、C型とかB型の肝炎ウイルス検診を行って、まず第一次検診で異常な数値が出た場合、正常値でない数値が出た場合については、二次検診で精密検査を行うということでございます。よろしいでしょうか。

八番（野田紀子君） それで、その二次検診で陽性だった、陽性といいますか、感染が見つかった場合、感染とわかった人というか、感染者をいかにして適切な治療に結びつけるかというのが今のC型肝炎の大きな課題だと思うのですが、この感染がわかって非常に不安になった人の相談窓口とか、あるいは肝臓専門医への受診が望ましいと言われておりますけれども、きちんと治療できる医療体制の整備が必要だと思いますけれども、市の方にはその用意といいますか、ありますでしょうか。

保健医療課長（伊南忠一君） 先ほどの繰り返しになりますけれども、一時検診で数値が高い方が出られました場合には、本人宛に、肝炎ウイルス検診で若干数値が高いようですので、二次検診を受けてくださいという文書を出します。二次検診の指定医療機関につきましては専門でないとできませんので、国立病院とか大きなところで検診するようになっております。その際、また検診をしまして、どうも陽性であるみたいとなれば、その先生によりその病院で治療を受けるか、もしくはその先生によって新たな病院を紹介していただき治療を受ける、このようになろうかと思えます。

八番（野田紀子君） C型肝炎の患者に働き盛りの人が大変多うございますし、治療期間もかなり長くかかりますので、市としてもそのサポート方法をこれから少し検討していただきたいと要望して、終わります。

一番（猿渡久子君） 一般会計補正予算の二十二ページ、緊急雇用創出対策事業の学校教育課の部分について、内容の説明をお願いいたします。

学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

「別府市学校いきいきプラン」というふうに名前を打ち出しまして、平成十四年度、本年度から三カ年計画の景気浮揚対策のための十分の十の補助事業でございます。この事業につきましては、平成十五年、十六年度分を前倒しするという県の指導がございまして、その事業内容でございますが、市内の小中学校第一学年の多人数学級等へ教育補助者を派遣しまして、一人一人に応じたきめ細かな指導をする事業でございます。事業の前倒しによりまして、当初市内で五校を九校に、それから週三日を週四日に、月十三日を月十六日にふやそうとするものでございます。

一番（猿渡久子君） 今、週三日とか一日六時間とかいうお話がありましたけれども、その場合の曜日とか、一日六時間の場合に何時から何時まで勤務をするのかとか、どこの学年に配置をするのかとか、そのような具体的な内容についてはどのようになっているの

か。この先生の活用の仕方について学校現場の声が生かされているのか、その辺を教えてください。

学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

これまで取り組んでまいりました別府さくらいいきプラン、Bさくらプランと同様に、学校現場の声や保護者の声を生かしまして、非常勤講師が勤務する曜日、それから一日に六時間の割り振り等につきましては、学校長の考えが反映されますよう配慮しているところでございます。

一番（猿渡久子君） 私は今までも一般質問で三十人学級の問題などを取り上げてきまして、このさくらプランやいきいきプランについても学校の現場の先生方からの声も聞きながら改善、充実をとということで質問もしてきましたが、人数もふえて充実をしているということで、お礼を申し上げたいと思います。

先日、市内のある学校にちょっと行ってお話を伺ったのですけれども、小学校一年生のクラスが、入学当初四十人だったのだけれども、途中で最近もう一人転入生が入りまして、現状四十一人、五月一日以降ですか、それを過ぎますとクラスを編制し直すということができないのですね。ということになっていますので、現状四十一人のクラスで一年生がクラス運営をしているという学校にちょっと行って、先生にお話を伺いましたけれども、そのクラスにこのいきいきプランの先生が配置をされて大変助かっていると。もう本当に一人では大変だけれども、このいきいきプランの先生がきてくれているおかげで本当に非常に助かっているというお話も伺っております。

やはり私は、この緊急雇用対策の事業を活用してこういうふうに先生を配置するということはもちろんいいことだと思うのですけれども、商工費としてでは無理がある、限界があるということも実感しています。教育費としてきちんと位置づけて、今度三十人学級の問題もあしたの一般質問で予定しておりますので、その中で引き続き取り上げていきたいと思っておりますけれども、三十人学級が必要だという声を聞いていますので、今後また実現に向けて頑張っていただきたいと思っております。

もう一つ。債務負担行為の南小学校の校舎の建設の事業ですね。これについて先ほど若干バリアフリーの点など説明がありましたけれども、概要についてももう少し特徴的なものなど説明をお願いします。

教育総務課参事（穴見公司君） お答えをいたします。

新しい学校の目標を「学び、語る楽しみと地域の風の行き交う学校」としております。この新しい校舎の特徴といたしまして、市内の小学校の中でも、狭い敷地を有効に活用するため、幼稚園などを校舎と一体の施設とすることにより、運動場を広く確保するとともに、オープンスペースの考え方を取り入れております。そして、子供にとって過ごしやすい施設となるようにしております。また、学校と地域の連携を図るために、地域住民の方々が利用できる交流ラウンジや多目的ホールなど地域開放施設、それから身体障害者の方

や高齢者の方に配慮したバリアフリーの考え方を取り入れた施設となっております。そのほか、各教室の採光の確保や、児童の安全確保のため、職員室や事務室を一階に配慮しております。ほかに、近隣への圧迫感や日照の影響を軽減するため、西側に空き地を確保するとともに一部二階建てにするなど、周辺の住居環境との調和を図るよう屋根の形状等にも配慮しておるところでございます。

一番（猿渡久子君） 私は学校のバリアフリーの問題も今まで取り上げてきましたけれども、今回、大変バリアフリーに配慮したエレベーター付きの学校ということで喜んでおります。ありがたいと思っております。

この設計等について、現場の先生が使いやすいようなものにすべきだと思いますし、現場の方あるいはPTAなどの関係者の皆さんの意見も取り入れて考慮して設計すべきだと思うのですが、そのような点、意見収集や対応についてはどうなっているかということと、もう一つ、シックハウスが今大変問題になっていまして、化学物質を使わない接着剤等も普及をしているようではございますけれども、その点どうなっているのか、答弁をお願いいたします。

教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

まず最初の、学校現場や地域の声をどう取り上げたかということについてであります。学校の声としましては、関係の校長先生を初め当該校の教職員の方々から、懇話会あるいはアンケートにより要望を集約してございます。地域の方々にとりましては、地元説明会や、あるいは地域の方々に参加しております検討委員会とか開設準備委員会等の中で出されております意見を集約したところでございます。

次の質問でございますが、シックハウス症候群についてでございます。シックハウス症候群の対応については、その原因物質と言われている揮発性有機物などについては、発注の段階で使用しないように指導していきたいと思っております。また、備品についても原因物質を使用しないものを購入していきたい、こういうふうに考えております。

一番（猿渡久子君） これは要望になりますけれども、建設する際に地元の資材を購入するとか地元業者に発注するという方向で今後進めていただきたいと思います。

議長（三ヶ尻正友君） ほかに質疑もないようでありますので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託し、それぞれの委員会においてさらに検討することにいたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、上程中の全議案を各常任委員会及び関係特別委員会に付託することに決しました。

各委員会の付託区分につきましては、お手元に議案付託表を配付いたしておりますので、

これにより審査をお願いいたします。

以上で本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす二十日定刻から開会いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 零時 零分 散会